

役員報酬規程

社会福祉法人 豊生ら・ぼるか

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊生ら・ばるかの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事長及び理事の慰労金等)

第3条 理事長及び理事が理事として運営のための責務を果たす際には、別表2により月額
の慰労金を支払うことができる。

(監事及び評議員の出席報酬等)

第4条 監事及び評議員が理事会及び評議員会等に出席した際は、別表1により報酬を支
払うことができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程（別表2）を適用しない。

(出張旅費等)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3の範囲で報酬及び旅
費・宿泊費等を支給することができる。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払
い、出張終了後精算する。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、令和6年6月20日より施行する。

【別表】

別表1（日額）監事・評議員の報酬

名 称	報 酬
理事会等出席	5,000 円
評議員会等出席	5,000 円
監事監査指導	5,000 円
評議員選任・解任委員会	5,000 円

別表2（月額）理事長・理事の慰労金

名 称	慰労金
理事長	50,000 円
理事	30,000 円

別表3（日額）交通費・宿泊費等

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	15,000 円以内	—	実費

役員報酬は上限を設定することができる。